

平成 29 年 9 月 12 日

債権者の皆さまへ

破産者福王企業株式会社
破産管財人 弁護士 村上 文男
同代理 弁護士 南 善隆
同代理 弁護士 横井 優太

破産管財人就任のご挨拶

当職は、株式会社福王企業株式会社（本店所在地：三重県三重郡菰野町大字田口 2404 番地 3，以下「破産会社」といいます。）の破産管財人弁護士です。

破産会社は、平成 29 年 9 月 11 日午後 5 時に名古屋地方裁判所から破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

破産管財人は、裁判所から選任され、債権者その他の利害関係人のために公正・中立に任務を行う者です。今後は、破産会社の財産の管理処分に関する一切の権限は、破産管財人である当職に専属することとなります。

また、債権者の皆様に対する債権者説明会を、平成 29 年 10 月 30 日（月）午後 2 時から愛知県弁護士会館 5 階ホールにて開催いたします。債権者説明会では、同日までの破産管財業務の概要等を債権者の皆様には説明申し上げる予定ですが、必ずしもご出席いただく必要はありません（欠席をされても不利益に扱われることはございません。）。

今後の手続についての説明等につきましては、弊所ホームページにて掲載をしていく予定ですので、ご確認をお願い申し上げます。

債権者その他利害関係人の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、破産管財人としての職務を誠実に遂行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上